

一般社団法人東京ビルディング協会

定款

一般社団法人東京ビルディング協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京ビルディング協会（以下「本会」という。）と称し、英文では、Tokyo Building Owners and Managers Association（略称BOMA TOKYO）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、ビルの経営管理等に関する総合的な調査研究及び普及啓発並びに会員相互の情報交流等の諸活動を行い、もって東京における都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ビルの経営、建設、管理及び需給動向等に関する調査研究
- (2) ビルの安全性、快適性等の向上及び都市空間の利用に関する調査研究
- (3) ビルの経営管理等に関する指針等の策定並びに提言及び意見の具申
- (4) 講習会、研修会及び講演会の開催
- (5) 広報誌及び図書 の刊行
- (6) 諸外国における事例・情報の収集及び国際交流のための活動
- (7) 関係団体の行う諸事業に対する協力
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都の区域において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

- 第5条 本会の会員は、正会員、賛助会員及び特別会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 2 正会員となる資格は、東京都内にあるビルの所有者又はその管理者とする。
 - 3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する個人又は法人とする。
 - 4 特別会員は、本会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会で推薦された者とする。

(代表者の届出)

- 第6条 正会員は、本会に対して代表者としてその権利を行使し義務を履行する者（以下「会員代表者」という。）1名を定め、これを本会に届け出なければならない。

(入会)

- 第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、入会許可と同時に入会金を納入し、入会後は、会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、入会後は、賛助会費を納入しなければならない。
 - 3 特別会員は、入会金及び会費の納入を要しないものとする。
 - 4 入会金及び会費の額並びに支払方法は、総会において別に定める。

(任意退会)

- 第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を棄損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (2) 会費を1年以上滞納したとき
- (3) この定款その他の規則に違反したとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の場合、総会の1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を2年以上滞納したとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し若しくは解散したとき又は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始その他の倒産手続きの申立てがあったとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会員の経費負担の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるときは、代表理事である副会長、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、代表理事以外の副会長がこれを代行する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の 3 分の 2 以上をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知のあった事項について書面をもって表決し又は代理人に評決を委任することができる。この場合、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録(一般社団及び一般財団法人に関する法律第 10 条第 2 項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)により、議事録を作成する。

2 前項の議事録を書面をもって作成する場合、議長及び出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が記名押印する。

3 第 1 項の議事録を電磁的記録をもって作成する場合、議長及び前項の議事録署名人 2 人以上が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第 2 条 1 項の「電子署名」をいう。以下同じ。)をしなければならない。

第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 21 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 25 名以上 35 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名以内を副会長とし、1 名を専務理事、2 名以内を常務理事とする。

3 会長のほか副会長の内 1 名をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を統括する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の業務を分担処理する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、会計及び財産の状況並びに理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、実費の支弁を妨げないものとする。

(顧問等)

第 27 条 本会に任意の機関として、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。

4 参与は、本会の運営に関して必要な専門的事項について、会長の諮問に応ずる。

5 顧問及び参与の任期及び報酬等は理事に準ずる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故あるときは、代表理事である副会長が理事会を招集する。

3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、代表理事以外の副会長が理事会を招集する。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、1 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議長について準用する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、決議しようとする事項に関し、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該事項につき異議を述べたときを除く。）は、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録を書面をもって作成する場合、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印するものとする。

3 第 1 項の議事録を電磁的記録をもって作成する場合、議長及び前項の議事録署名人 2 人以上が電子署名をしなければならない。

第 7 章 資産及び会計

（事業年度）

第 34 条 本会の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月末日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 35 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

3 第 1 項の事業計画書、収支予算書は、総会においてその内容を報告しなければならない。

（事業報告及び決算）

第 36 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けな

なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第39条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による

第 10 章 補則

(委員会)

第 41 条 本会に、業務に関する専門事項を審議するため委員会を置くことができる。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局及び職員)

第 42 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

以上

昭和 44. 12. 1 制定

昭和 49. 6. 5 改正

昭和 59. 6. 8 改正

昭和 60. 5. 20 改正

平成 7. 5. 30 改正

平成 9. 2. 20 改正

平成 9. 5. 27 改正

平成 15. 5. 20 改正

平成 24. 3. 1 改正

令和 5. 4. 25 改正

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 本会の最初の代表理事は高木丈太郎及び南敬介とする。
- 4 本会の最初の業務執行理事は、黒田正輝、岡本圭司及び黒水拓雄とする。
- 5 社団法人東京ビルディング協会の会員である者は、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 6 社団法人東京ビルディング協会の諸規則等は、一般社団法人東京ビルディング協会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。